

第2編 震災特例法に関する改正

I 原子力災害からの復興支援措置 — 企業立地促進区域に係る措置 —

今般の改正福島復興特措法により、福島県知事は、避難解除等区域復興再生計画（避難解除等区域の復興及び再生を推進するための計画をいいます。）に即して、避難解除等区域復興再生推進事業を実施する企業の立地を促進するための計画（以下「企業立地促進計画」といいます。）を作成することができることとされました（福島復興特措法 18①）。

この企業立地促進計画には、企業立地促進区域（避難解除区域等（避難解除区域、避難指示解除準備区域^{注1}）及び居住制限区域^{注2}）である区域をいいます。以下同じです。）内の区域であって、避難解除等区域復興再生推進事業を実施する企業の立地を促進すべき区域をいいます。以下同じです。）など一定の事項を記載するものとされており、また、福島県知事は、企業立地促進計画を作成したときは、内閣総理大臣に提出しなければならないこととされています。企業立地促進計画を変更する場合においても同様です（福島復興特措法 18②④⑦）。

（注）1 避難指示解除準備区域とは、福島復興特措法第4条第4号ハに掲げる指示（原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定により原子力災害対策本部長が福島の市町村長又は福島県知事に対して行った、住民に対し居住及び事業活動の制限を求める指示を行うことの指示をいいます。以下同じです。）であるものの対象となっている区域であり、かつ、原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定により原子力災害対策本部長が福島の市町村長又は福島県知事に対して行った指示において近く避難指示が全て解除される見込みであるとされた区域をいいます。以下同じです。

2 居住制限区域とは、福島復興特措法第4条第4号ハに掲げる指示であるものの対象となっている区域（避難指示解除準備区域に該当する区域を除きます。）をいいます。以下同じです。

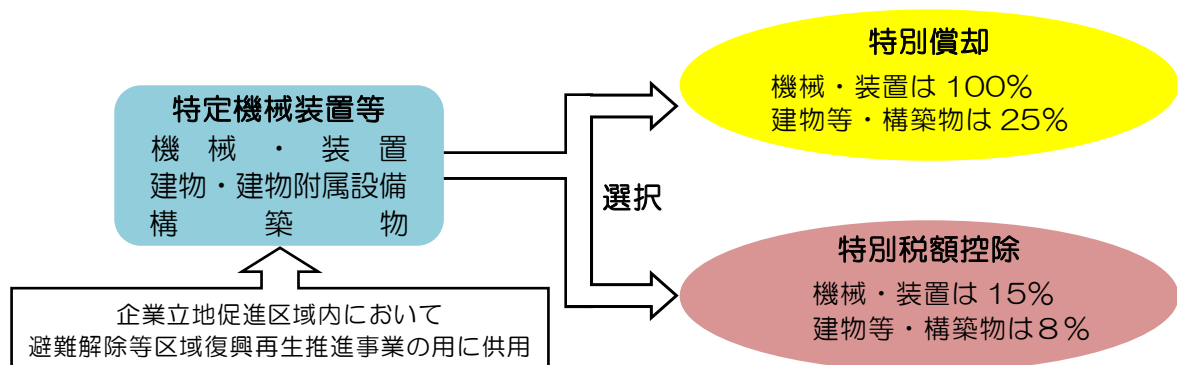
これを受け、企業立地促進区域に係る措置として、次の制度が創設されました。

1 企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度の創設

〔創設された制度の概要〕

法人で福島復興特措法第23条に規定する認定事業者該当するものが、対象期間内に、特定機械装置等とその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定機械装置等を製作し、若しくは建設して、これを企業立地促進区域内においてその法人の避難解除等区域復興再生推進事業の用に供した場合には、供用年度において特別償却と法人税額の特別控除との選択適用ができることとされました（震災特例法 17の2の2①②、福島復興特措法 18④、23）。

《イメージ図》



(1) 適用対象法人

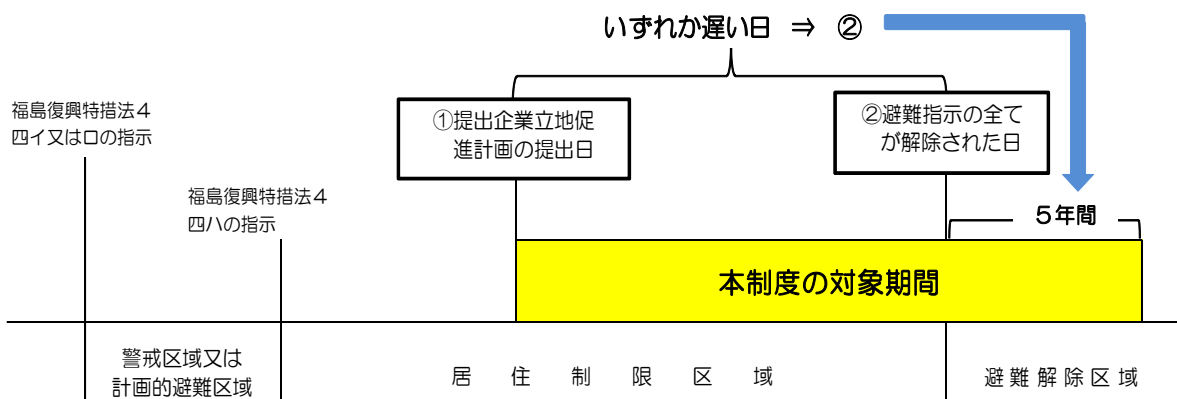
本制度の適用対象法人は、提出企業立地促進計画（福島復興特措法の規定により福島県知事が内閣総理大臣に提出した企業立地促進計画をいいます。以下同じです。）に定められた企業立地促進区域内において福島復興特措法の規定に基づき福島県知事の認定を受けた避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に従って避難解除等区域復興再生推進事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した認定事業者（福島復興特措法第 26 条により福島県知事の認定を受けたものを除きます。）です（震災特例法 17 の 2 の 2 ①、福島復興特措法 18④、19、20③④、23）。

(2) 対象期間

本制度の適用期間である対象期間とは、提出企業立地促進計画の提出のあった日から同日又は提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域に該当する避難解除区域等に係る避難指示の全てが解除された日のいずれか遅い日以後 5 年を経過する日までの期間をいいます（震災特例法 17 の 2 の 2 ①）。

《イメージ図》

（本制度の対象期間）



なお、提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域の変更により次の区域に該当する場合には、それぞれ次に定める期間が対象期間とされています（震災特例法令 17 の 2 の 2 ①）。

区 域	対 象 期 間
新たに企業立地促進区域に該当することとなる区域	その変更について提出のあった日から同日又は避難指示の全てが解除された日のいずれか遅い日以後 5 年を経過する日までの期間
企業立地促進区域に該当しないこととなる区域	提出企業立地促進計画の提出のあった日からその変更について提出のあった日までの期間

(3) 適用対象資産

本制度の適用対象資産である特定機械装置等とは、対象期間内に取得等をされた機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物をいいます（震災特例法 17 の 2 の 2 ①）。

また、法人が所有権移転外リース取引により取得した特定機械装置等については、特別償却制度の適用はありません（震災特例法 17 の 2 の 2 ⑤）。

(4) 供用年度

本制度の適用がある供用年度とは、特定機械装置等でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定機械装置等を製作し、若しくは建設して、これを企業立地促進区域内において避難解除等区域復興再生推進事業の用に供した日を含む事業年度をいいます。ただし、合併以外の事由による解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます（震災特例法 17 の 2 の 2 ①）。

(5) 特別償却限度額

本制度による特別償却限度額は、次の算式により計算することとなりますので、機械及び装置については、普通償却限度額と合わせて取得価額の全額を償却（即時償却）することができます（震災特例法 17 の 2 の 2 ①）。

（算式）

- イ 機械及び装置
特別償却限度額 = 取得価額 - 普通償却限度額
- ロ 建物及びその附属設備並びに構築物
特別償却限度額 = 取得価額 × 25%

(6) 税額控除限度額

本制度による税額控除限度額は、次の算式により計算します（震災特例法 17 の 2 の 2 ②）。

（算式）

- イ 機械及び装置
税額控除限度額 = 取得価額 × 15%
- ロ 建物及びその附属設備並びに構築物
税額控除限度額 = 取得価額 × 8%

（注）上記の算式により計算した金額が、その供用年度の法人税額の 20%相当額を超える場合には、その 20%相当額が限度とされます。

(7) 繰越税額控除限度超過額の控除

法人が、その事業年度開始の前日 4 年以内に開始した各事業年度における税額控除限度額のうち、上記の法人税額の特別控除をしてもなお控除しきれない金額の合計額（既に前事業年度までに控除した金額を除きます。以下「繰越税額控除限度超過額」といいます。）を有する場合には、繰越税額控除限度超過額に相当する金額を、その事業年度の法人税額の 20%相当額（既に控除された金額がある場合には、その金額を控除した残額）を限度として、法人税額から控除することができます（震災特例法 17 の 2 の 2 ③④）。

申告に当たっての注意点

《特別償却・税額控除共通》

- イ 青色申告書を提出する法人以外の法人であっても、本制度の適用を受けることができます。
- ロ 本制度は、震災特例法第 17 条の 2（同条に係る第 18 条の 5 又は第 18 条の 6 を含みます。）、第 17 条の 2 の 3（同条に係る第 18 条の 5 又は第 18 条の 6 を含みます。）、第 17 条の 3、第 17 条の 3 の 2、第 17 条の 3 の 3 又は第 18 条の 3 の規定の適用を受ける事業年度においては適用することができません。
- ハ 本制度の適用を受ける減価償却資産については、措法又は震災特例法に規定する他の特別償却制度等の適用を受けることはできません（震災特例法 18 の 7、措法 53）。

《特別償却》

- ニ 特別償却の適用を受けるためには、確定申告書等に償却限度額の計算に関する明細書を添付する必要があります（震災特例法 17 の 2 の 2 ⑦、17 の 2 ⑦）。

ホ 償却費として損金算入した金額が償却限度額（普通償却限度額と特別償却限度額との合計額）に満たない場合には、その満たない部分の金額（特別償却不足額）を1年間繰り越すことができます。ただし、特別償却不足額として繰り越すことができる金額の上限は、特別償却限度額となります（震災特例法 18 の 5、措法 52 の 2）。

ヘ 特別償却限度額以下の金額を損金経理により特別償却準備金として積み立てる方法（その事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含みます。）によることも認められます（震災特例法 18 の 6、措法 52 の 3）。

《税額控除》

ト 税額控除の適用を受けるためには、確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に、控除の対象となる特定機械装置等の取得価額、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細書を添付する必要があります。この場合において、控除される金額は、確定申告書等に添付された書類に記載された特定機械装置等の取得価額を基礎として計算した金額に限られます（震災特例法 17 の 2 の 2 ⑦、17 の 2 ⑧⑨）。

《繰越税額控除限度超過額の控除》

チ 繰越税額控除限度超過額の控除の適用を受けるためには、供用年度以後の各事業年度の確定申告書に繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があり、かつ、控除の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に、控除の対象となる繰越税額控除限度超過額、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細書を添付する必要があります（震災特例法 17 の 2 の 2 ⑦、17 の 2 ⑩⑪）。

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（震災特例法 25 の 2 の 2）。

〔適用時期〕

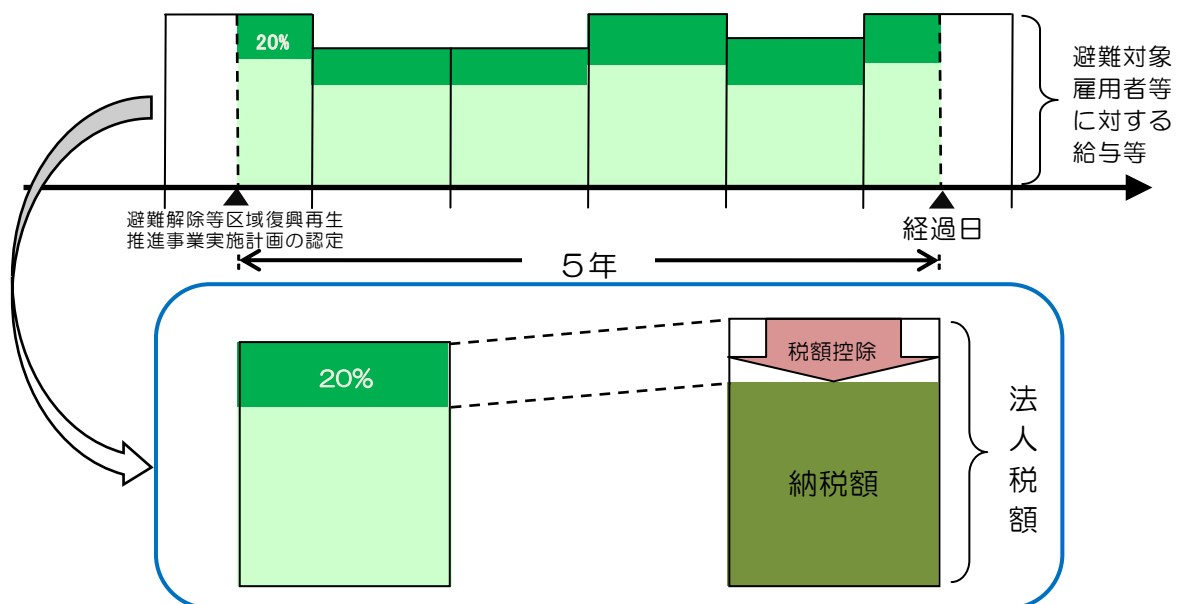
改正福島復興特措法の施行の日（平成 25 年 5 月 10 日）から施行されます（改正法附則 1 十、改正福島復興特措法附則 1）。

2 企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除制度の創設

〔創設された制度の概要〕

提出企業立地促進計画の提出のあった日から同日又は提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域に該当する避難解除区域等に係る避難指示の全てが解除された日のいずれか遅い日以後3年を経過するまでの期間内に避難解除等区域復興再生推進事業実施計画の認定を受けた認定事業者が、その認定を受けた日から同日以後5年を経過する日までの期間（適用期間）内の日を含む各事業年度（適用年度）の適用期間内において、その企業立地促進区域内に所在する避難解除等区域復興再生推進事業を行う事業所に勤務する避難対象雇用者等に対して給与等を支給する場合には、その適用年度においてその支給する給与等の額の20%相当額の法人税額の特別控除ができることとされました（震災特例法17の3の2①、福島復興特措法24）。

《イメージ図》



(1) 適用対象法人

本制度の適用対象法人は、提出企業立地促進計画の提出のあった日から同日又は提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域に該当する避難解除区域等に係る避難指示の全てが解除された日のいずれか遅い日以後3年を経過する日までの期間(注)内に、福島復興特措法の規定により避難解除等区域復興再生推進事業実施計画が適当である旨の福島県知事の認定を受けた法人（福島復興特措法第27条により福島県知事の確認を受けたものを除きます。）です（震災特例法17の3の2①、福島復興特措法20③、24）。

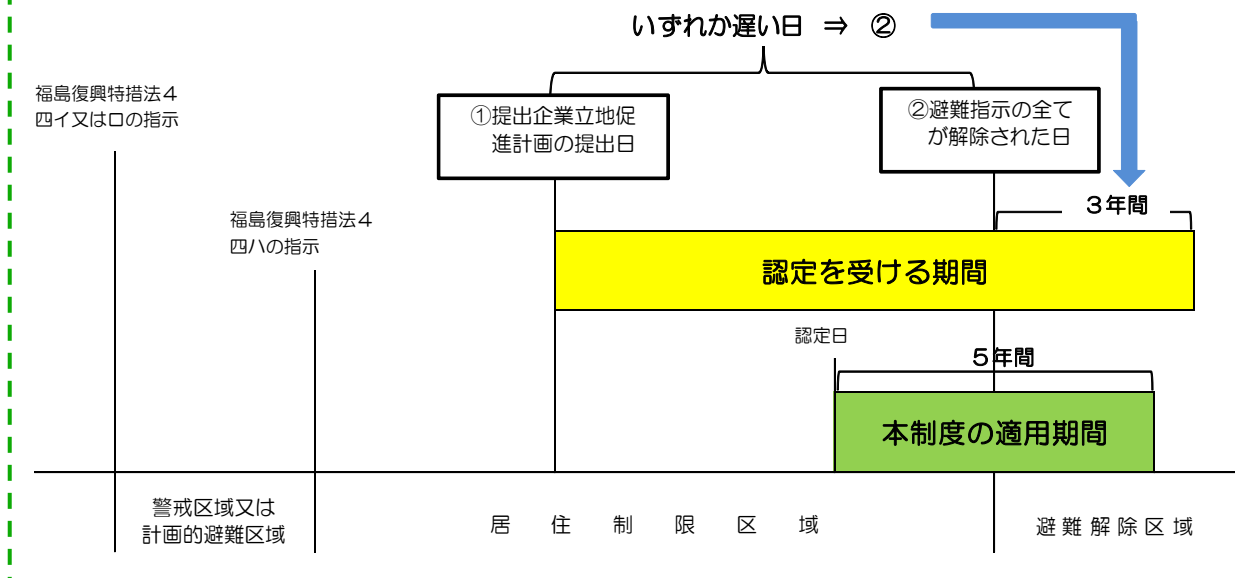
(注) 企業立地促進区域の変更により新たに企業立地促進区域に該当することとなる区域の場合には、提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進計画の変更について提出のあった日から同日又は避難指示の全てが解除された日のいずれか遅い日以後3年を経過する日までの期間とされます（震災特例法令17の3の2①）。

(2) 適用期間及び適用年度

本制度の適用期間は、上記(1)の福島県知事の認定を受けた日から同日以後5年を経過する日までの期間です（震災特例法17の3の2①）。

《イメージ図》

(福島県知事の認定を受ける期間及び本制度の適用期間)



なお、認定を受けた日から同日以後5年を経過する日までの期間内に次に掲げる場合に該当する場合には、それぞれ次に定める期間が適用期間となります(震災特例法令 17 の 3 の 2 ②)。

区 分	適 用 期 間
法人が認定事業者該当しないこととなった場合	その法人が認定を受けた日からその該当しないこととなった日までの期間
提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域の変更(認定に係る区域が企業立地促進区域に該当しないこととなるものに限ります。)があった場合	その法人が認定を受けた日からその変更について提出のあった日までの期間

また、適用年度は、適用期間内の日を含む各事業年度となりますが、合併以外の事由による解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度は除かれます(震災特例法 17 の 3 の 2 ①)。

(3) 避難対象雇用者等

本制度の対象となる避難対象雇用者等とは、次に掲げる者をいいます(震災特例法 17 の 3 の 2 ①、震災特例法令 17 の 3 の 2 ③)。

- イ 平成 23 年 3 月 11 日において避難対象区域内に所在する事業所に勤務していた者
- ロ 平成 23 年 3 月 11 日において避難対象区域内に居住していた者

(4) 避難対象雇用者等に対して支給する給与等の額

避難対象雇用者等に対して支給する給与等の額は、適用期間内に支給され適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されるものに限り、その給与等の額のうち他の者(その法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含みます。)から支払を受ける金額がある場合には、その金額を控除した金額となります(震災特例法 17 の 3 の 2 ①)。

(5) 税額控除限度額

本制度による税額控除限度額は、次の算式により計算します(震災特例法 17 の 3 の 2 ①)。

(算 式)

$$\text{税額控除限度額} = \left[\text{適用期間内に避難対象雇用者等} \right] \times 20\%$$

に対して支給する給与等の額

(注) 上記の算式により計算した金額が、その適用年度の法人税額の 20%相当額を超える場合には、その 20%相当額が限度とされます。

申告に当たっての注意点

- イ 青色申告書を提出する法人以外の法人であっても、本制度の適用を受けることができます。
- ロ 本制度の適用を受けるためには、確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に、控除の対象となる給与等の額、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細書を添付し、かつ、給与等の支給を受けた者が避難対象雇用者等に該当することを明らかにする次の書類を保存する必要があります。この場合において、控除される金額は、確定申告書等に添付された書類に記載された給与等の額を基礎として計算した金額に限られます（震災特例法 17 の 3 の 2 ③、17 の 3 ③④、震災特例法規 6 の 3 の 2）。

給与等の支給を受けた者	避難対象雇用者等に該当することを明らかにする書類
① 平成23年3月11日において避難対象区域内に所在する事業所に勤務していた者	<p>その者から提出された次に掲げる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> i 平成23年3月11日における労働基準法第22条第1項の使用者の同日において避難対象区域内に所在する事業所に勤務していた旨を証する同項の証明書 ii 雇用保険の被保険者資格の取得の届出の確認の照会書の写し及び公共職業安定所のその照会書に対する回答書（平成23年3月11日における被保険者資格を取得していることを明らかにするものに限ります。） iii 上記 i 又は ii に掲げるもののほか、その者が平成23年3月11日において避難対象区域内に所在する事業所に勤務していたことを明らかにする書類
② 平成23年3月11日において避難対象区域内に居住していた者	<p>次に掲げる書類のうちその者が平成23年3月11日において避難対象区域内に居住していたことを証する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> i 住民票の写し（平成23年3月11日後に転出している場合には、消除された住民票の写し） ii 住民基本台帳法第20条第1項に規定する戸籍の附票の写し iii 上記 i 又は ii に掲げるもののほか、その者が平成23年3月11日において避難対象区域内に居住していたことを明らかにする書類

（注）上記①②のいずれにも該当する場合には、該当する区分に応じた書類のうち、いずれかの書類を保存することにより、この書類保存に係る要件を満たしていることとなります。

- ハ 本制度は、震災特例法第 17 条の 2（同条に係る第 18 条の 5 又は第 18 条の 6 を含みます。）、第 17 条の 2 の 2（同条に係る第 18 条の 5 又は第 18 条の 6 を含みます。）、第 17 条の 2 の 3（同条に係る第 18 条の 5 又は第 18 条の 6 を含みます。）、第 17 条の 3、第 17 条の 3 の 3、第 18 条の 3 又は措法第 42 条の 12 若しくは第 42 条の 12 の 4 の規定の適用を受ける事業年度においては適用することができません。

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（震災特例法 25 の 3 の 2）。

〔適用時期〕

改正福島復興特措法の施行の日（平成 25 年 5 月 10 日）から施行されます（改正法附則 1 十、改正福島復興特措法附則 1）。

Ⅱ 原子力災害からの復興支援措置 — 避難解除区域等に係る措置 —

1 避難解除区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度の整備

〔制度の概要〕

被災事業者(注1)である旨の福島県知事の確認を受けた法人が、避難解除区域(注2)に係る避難等指示の解除日から同日以後5年を経過する日までの間に、特定機械装置等の取得等をし、その避難解除区域内においてその法人の事業の用に供した場合には、供用年度において次のイ及びロの特定機械装置等の区分に応じそれぞれ次の特別償却又は法人税額の特別控除ができます(旧震災特例法17の2の2①②)。また、法人税額の特別控除はその供用年度の法人税額の20%相当額を限度とし、控除限度額を超えた部分の金額については4年間の繰越控除ができます(旧震災特例法17の2の2②～④)。

イ 機械及び装置：即時償却又は取得価額の15%の税額控除

ロ 建物及びその附属設備並びに構築物：取得価額の25%の特別償却又は8%の税額控除

なお、本制度は、復興産業集積区域等に係る措置、避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除又は再投資等準備金制度との選択適用とされています(旧震災特例法17の3②、17の3の2②、18の3②)。

(注) 1 被災事業者とは、平成23年3月11日時点で、避難対象区域内に事業所を有していた事業者をいいます。2において同じです。

2 避難解除区域とは、緊急時避難準備区域(平成23年9月30日付解除)、警戒区域及び計画的避難区域のうちこれらに係る避難指示(これらの指示を「避難等指示」といいます。以下同じです。)が全て解除された区域をいいます。2において同じです。

〔改正の内容〕

(1) 対象区域の追加

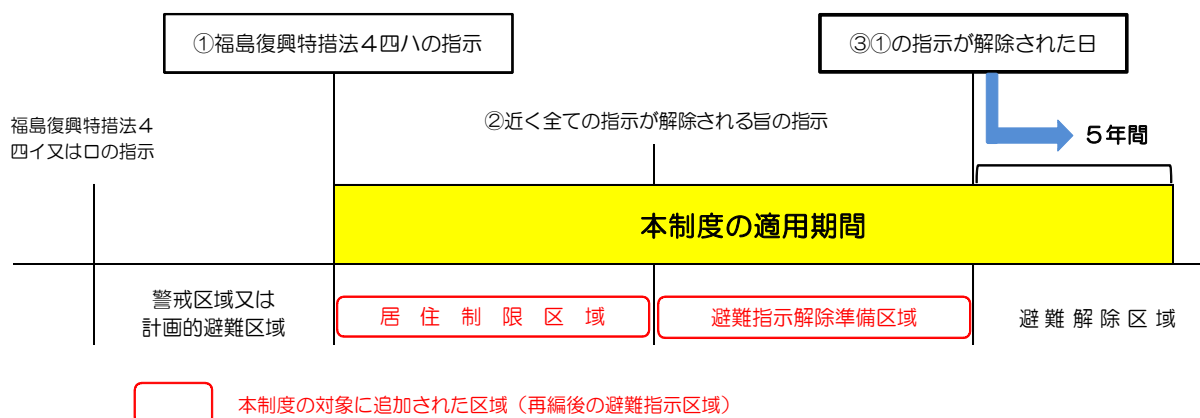
本制度の対象区域に、避難指示解除準備区域及び居住制限区域が追加されました(震災特例法17の2の3①、福島復興特措法26)。

(2) 適用期間の見直し

避難指示解除準備区域及び居住制限区域における本制度の適用を受けることができる期間を、その地域について福島復興特措法第4条第4号ハに掲げる指示があった日からその指示が解除された日以後5年を経過する日までの間とされました(震災特例法17の2の3①)。

《イメージ図》

(改正により追加された対象区域に係る本制度の適用期間の例)



《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています(震災特例法25の2の3)。

〔適用時期〕

避難解除区域等に係る避難等指示が解除された日以後に取得等をする特定機械装置等について適用されます(改正法附則97②、99②)。

2 避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除制度の整備

〔制度の概要〕

避難解除区域に係る避難等指示の解除日から同日以後3年を経過する日までの間に、被災事業者である旨の福島県知事の確認を受けた法人が、適用期間(その確認を受けた日から同日以後5年を経過する日までの期間)内の日を含む各事業年度(適用年度)の適用期間内において、その避難解除区域内に所在する事業所に勤務する避難対象雇用者等^(注)に対して給与等を支給する場合には、その適用年度において、その支給する給与等の額の20%相当額の法人税額の特別控除ができます。ただし、控除限度額は、その適用年度の法人税額の20%相当額が限度とされます(旧震災特例法17の3の2①)。

なお、本制度は、復興産業集積区域等に係る措置、避難解除区域において機械等を取得した場合の特別償却等若しくは再投資等準備金制度又は措法の雇用促進税制との選択適用とされています(旧震災特例法17の3の2②、18の3②)。

(注) 避難対象雇用者等とは、次の者をいいます(旧震災特例法令17の3の2①)。

- ① 平成23年3月11日時点で避難対象区域内に所在する事業所で勤務していた者
- ② 平成23年3月11日時点で避難対象区域内に居住していた者

〔改正の内容〕

(1) 対象区域の追加

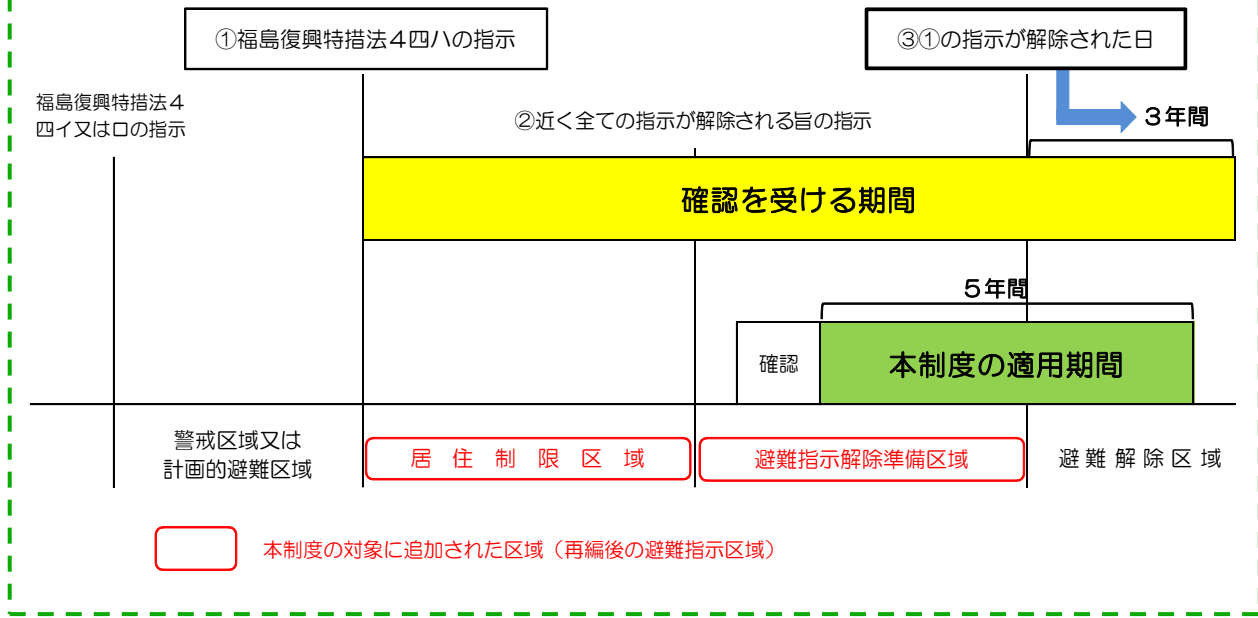
本制度の対象区域に、避難指示解除準備区域及び居住制限区域が追加されました(震災特例法17の3の3①、福島復興特措法27)。

(2) 福島県知事の確認を受ける期間の見直し

避難指示解除準備区域及び居住制限区域における福島県知事の確認を受ける期間を、その地域について福島復興特措法第4条第4号ハに掲げる指示があった日からその指示が解除された日以後3年を経過する日までの間とされました（震災特例法17の3の3①）。

《イメージ図》

（改正により追加された対象区域に係る福島県知事の確認を受ける期間及び適用期間の例）



《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（震災特例法25の3の3）。

〔適用時期〕

改正福島復興特措法の施行の日（平成25年5月10日）から施行されます（改正法附則1十、改正福島復興特措法附則1）。

Ⅲ その他の改正

被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例制度の整備

〔制度の概要〕

東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている次に掲げる法人について、債務処理に関する計画が策定された場合には、法第 59 条第 2 項（会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入）の規定により期限切れ欠損金を損金の額に算入することができます（旧震災特例法 17①、旧法 59②）。

- イ 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第 22 条第 1 項に規定する買取決定に係る債権の債務者である法人
- ロ 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第 59 条第 1 項に規定する産業復興機構の組合財産である債権の債務者である法人

〔改正の内容〕

上記イの法人が株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第 19 条第 4 項に規定する支援決定の対象となった法人に改められたほか、これらの法人について、再生計画の認可があったことに準ずる一定の事実（債務処理に関する計画が一般に公表された債務処理を行うための手続についての準則に従って策定されていること等の要件に該当するものに限り、）が生じた場合には、資産の評価損益の計上及び期限切れ欠損金の優先控除ができることとされました（震災特例法 17①、震災特例法令 17①、法 25③、33④、59②）。

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（震災特例法 25）。

〔適用時期〕

平成 25 年 4 月 1 日以後に再生計画認可の決定があったことに準ずる事実が生ずる場合について適用され、同日前に旧震災特例法第 17 条第 1 項各号に掲げる事実が生じた場合については、従来どおり適用されます（改正法附則 96、98）。